

25監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成25年8月6日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月3日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分
 平成19年度行政監査（普通財産（土地・建物）の管理について）・・・1件

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
 平成22年度行政監査（市立学校体育施設の市民への開放について）・・・6件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20監査公表第8号（平成20年5月15日付 福岡市公報第5543号 公表）分

3 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
西区姪の浜（土地 281.20 m ² ） 当該土地は、市営墓地の出入り口部分であるが、適当なスペースがあるため、墓地の利用者に限らず、第三者により、駐車場として使用されている状態である。 当該土地の使用については、市で手続き等を行った経緯はなく、第三者が市有地を正当な権限なく使用している状態であるため、適切に管理することが必要である。 （管理課）	隣接する墓地の再整備の時期に合わせ売却を検討することとし、当面暫定的に駐車場として利用している地元への貸付を行う方針決定をした。 今後、関係者と協議し、土地貸付契約を締結することとしている。 （住宅管理課）

23 監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号公表）分
 （事務監査）

4 市民局及び教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
ア 学校体育施設利用の申請手続きや窓口	市民局の学校体育館開放事業を教育

の統一化

(スポーツ振興課, 施設整備課)

各学校において, 市民局が利用申請者への許可を行っている福岡市立学校校庭夜間開放事業(以下「校庭夜間開放事業」という。)の実施対象時間中における校庭の利用や, 福岡市立学校体育館開放事業(以下「学校体育館開放事業」という。)の実施対象時間中における講堂兼体育館利用について, 目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また, こども未来局が行っている昼間校庭開放事業の実施対象時間中における校庭の利用についても, 目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また目的外使用許可は, 教育委員会施設整備課又は各学校が, それぞれ行うことができる。

しかしながら, 施設整備課は, 各事業による予約重複の調整方法や, 各許可権者が行う許可の相互把握の手順等を定めていなかった。また, 市民局スポーツ振興課は, 学校体育館開放事業に係る許可手続きを各事業実施校ごとに設置させた体育館開放運営委員会に行わせており, 個別の許可状況を把握していなかった。そのため, 平成 21 年度の事務処理において, 以下のように, それぞれの許可権者が他の事業等による許可状況を把握できず, 重複して許可を行ったり, 許可手続きが漏れるという事例が見受けられた。利用者や各許可権者が行う手続き上の混乱を防ぐために, 関係所属で協議の上, 申請手続き等の見直しや窓口の統一化を図りたい。

(イ) 誤って行われた学校体育館開放事

委員会で行うこととした。それに伴い, 体育館の利用は全て目的外使用許可によるものとなった。

<p>業による許可</p> <p>本来は教育委員会の目的外使用許可によるべき利用であるにもかかわらず、誤って市民局の所管する学校体育館開放事業による許可が行われた、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 使用日が開放事業対象日外、又は対象日だが使用時間が全く対象時間外であるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。</p>	
<p>b 使用目的がスポーツ以外と思われるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。</p>	<p>市民局の学校体育館開放事業を学校体育施設の有効活用を目的に教育委員会で行うこととした。それに伴い、使用目的がスポーツ以外でも許可対象となった。</p>
<p>(ウ) 地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭の目的外使用許可</p> <p>地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭等の使用については、申請者が、市民局の所管する校庭夜間開放事業の業務受託者の承認を得た後で、別途、教育委員会施設整備課に目的外使用許可申請を行い、同課が無料分として使用許可を行うことを、市民局が学校校庭夜間照明施設目的外使用の取り扱い要領で定めていた。しかしながら申請者に、承認後の具体的な手続きを書類等で示しておらず周知も行っていなかったため、申請者から教育委員会への申請が漏れ、目的外使用許可手続きが行われぬまま、夜間照明施設を用いた校庭の使用がなされていた事例が見受けられた。</p>	<p>市民局の校庭夜間開放事業を教育委員会で行うこととした。それに伴い、夜間照明施設も教育委員会所管とし、使用者は教育委員会への申請のみとなった。</p>